

新旧対照表（抄）

○ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年三月中央区条例第十五号）

新	旧
（補償基礎額） 第六条 （略） 2 前項の補償基礎額は、従事者が応急措置の業務等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、<u>九千七百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千五百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において他に生計のみちがなく、主として従事者の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、<u>第一号</u>に 該当する扶養親族については一人につき<u>百円</u>を、<u>第二号</u>に該当する扶養親族については一人につき<u>三百八十三円</u>を、<u>第三号</u>から<u>第六号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき<u>二百十七円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。	（補償基礎額） 第六条 （略） 2 前項の補償基礎額は、従事者が応急措置の業務等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、<u>九千百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千二百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において他に生計のみちがなく、主として従事者の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、<u>第一号及び第三号</u>から<u>第六号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき<u>二百十七円</u>を、<u>第二号</u>に該当する扶養親族については一人につき<u>三百三十三円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

新	旧
一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 四 六十歳以上の父母及び祖父母 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹 六 重度心身障害者 4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 <u>にある子がいる従事者について</u>は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。 （介護補償） 第十条の二（略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として区規則で定める	一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 四 六十歳以上の父母及び祖父母 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹 六 重度心身障害者 4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。） <u>にある子がいる従事者について</u>は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。 （介護補償） 第十条の二（略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として区規則で定める

新	旧
ものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として区規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。） 四万二千七百円	ものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円） 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下である場合に限る。） 八万二千二百九十円 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として区規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下である場合に限る。） 四万六百元

新	旧
附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に從事した者に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第六條第二項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第六條第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお、従前の例による。 3 新条例第六條第三項（第二号に該当する扶養親族の加算額（補償基礎額に加算する額をいう。以下同じ。）に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお、従前の例による。 4 新条例第六條第三項（第二号に該当する扶養親族の加算額に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日以後の期間について支給すべきものについて	

新	適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお、従前の例による。 5 新条例第十条の第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。 6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第二項の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。）及び同項の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）並びに旧条例第十条の第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。
旧	